

船舶事故調査報告書

令和7年2月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年5月14日 14時29分ごろ
発生場所	三重県南伊勢町五ヶ所湾 五ヶ所港曾根瀬灯標から真方位299°60m付近 (概位 北緯34°20.3′ 東経136°42.2′)
事故の概要	プレジャーヨット ^{キャッチ} KATCH IIは、航行中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年5月30日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット KATCH II、5トン未満（長さ8.88m）
船舶番号、船舶所有者等	235-39522三重、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	センターキールに擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 1、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、家族1人を乗せ、五ヶ所湾内のクルージングを終え、係留場所であるマリーナに向けて帰航を開始した。</p> <p>船長は、ふだんクルージングをしている海域周辺の風景を確認しながらマリーナに向かって航行していると思い、GPSプロッターを作動させずに目視のみで、手動操舵で機走により本船を約4～5ノットの対地速力で航行させた。</p> <p>本船は、五ヶ所湾の湾奥に進むにつれ、船長が、マリーナに向けた進路を間違えていることに気付いた際に慌ててしまい、早く引き返そうと反転したところ、南伊勢町飯満沖の曾根瀬と呼ばれる浅所（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げた。</p> <p>船長は、直ちに携帯電話で118番通報を行った後、マリーナに救助を要請し、本船は、来援した同マリーナ所属の船舶により本件浅所から引き出され、自力で航行して同マリーナに帰航した。</p> <p>船長は、帰航中、周囲の風景がマリーナへ向かう陸岸に類似していたので、進路を間違え、また、そのことに気付いた際、湾奥が初めて航行する海域で、本件浅所の存在を知らなかった。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.6m、センターキール下端まで約1.5m、船尾約0.7mであった。</p> <p>マリーナのホームページには、マリーナ付近について次の旨の情報が掲載されている。</p>

・入り江があり、外部からの視認が難しい。
 (図1 参照)

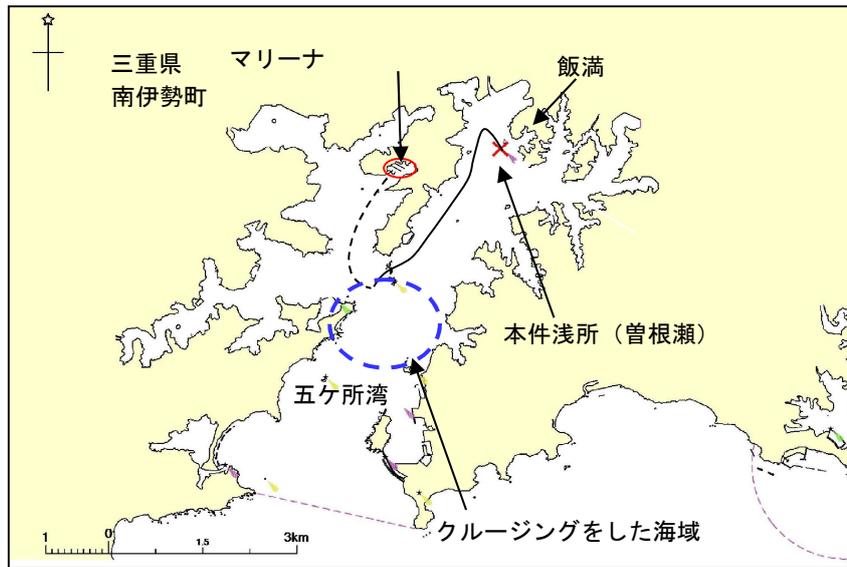


図1 事故発生経過概略図

分析

本船は、五ヶ所湾を航行中、船長が、目視のみに頼り、GPSプロッター等の航海計器を使用して船位の確認を適切に行っていなかったことから、船首方の本件浅所に気付かず、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。

船長は、次のことから、帰航開始後しばらくの間進路を間違えていることに気付かなかったものと考えられる。

- (1) 慣れた海域を航行していると思っていて、GPSプロッターを作動させず、船位の確認を行っていなかったこと。
- (2) 帰航を開始する際、周囲の風景がマリーナへ向かう陸岸に類似していたこと。
- (3) マリーナは、外部からの視認が難しかったこと。

船長は、次のことから、本件浅所に気付かなかったものと考えられる。

- (1) マリーナ付近ではないことに気付いた湾奥は、初めて航行する海域で、本件浅所の存在を知らなかったこと。
- (2) 進路を間違えていることに気付いた際に慌ててしまい、早く引き返そうとして、船位の確認及び水路調査を行わなかったこと。

原因

本事故は、本船が、五ヶ所湾を航行中、船長が、目視のみに頼り、GPSプロッター等の航海計器を使用して船位の確認を適切に行っていなかったため、船首方の本件浅所に気付かず、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。

再発防止策

今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、航行中、慣れた海域でも目視のみに頼ることなく、GPSプロッターを活用して船位及び進路の確認を十分に行うこと。・ 船長は、初めての海域を航行する際は、慌てることなくGPSプロッター等を活用して船位の確認及び水路調査を行い、浅所の位置及び適切な進路を把握して航行すること。 |
|--|---|